

**「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」  
第10回全体会議・ワークショップの議事録(H22.1.24)**

**【1 全体会議・ワークショップ】**

**事務局** これから第10回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。宜しくお願いします。

**内山会長** ご出席有難うございます。本日も宜しくお願いします。

**事務局** 有難うございました。続きまして折原町民活動推進課長より挨拶を申し上げます。

**折原課長** 本日はワークショップで「住民」について議論します。これから議論が本格的になっていくと期待しています。本日も長時間になりますが、ご協力をお願いします。

**事務局** 有難うございました。それでは議事に入ります。内山会長、進行をお願いします。

**内山会長** 暫時、議長職を務めさせていただきます。宜しくお願いします。本日は配付したプログラムの内容と若干変わりそうなので、その内容の説明とワークショップの進め方について事務局から説明があります。

**事務局** プログラムをご覧ください。内容の変更について説明します。皆さんにお話したい事があるのですが、時間の関係でワークショップを先に行い、その後全体会議を1回にまとめてそこでお話をしたいと思います。ワークショップの進め方は大項目「(住民)市民」の中項目「住民(定義)」、「権利」、「責務」について前回と同様に、内容、理由、考え方を考えて頂きます。作業内容はプログラムの裏のワークショップの進め方をご覧ください。前回同様このワークショップを進めるに当たり、皆さんに理解して頂きたいのは、町民の皆さんに理解して頂く内容にしていくということです。本日のワークショップも非常に重要であるということ認識して下さい。内容については「住民(定義)」はどの様なことを意味するのか、「権利」は何を権利とするのか、「責務」については市民が何をしなければいけないのかを明確にする項目です。「住民(定義)」、「権利」、「責務」については分けて考えます。前回、宿題ということで、白紙の【別紙9】条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)シートを配付しました。その宿題を持ち寄って、皆さんの意見を集約し、シートの6「議論の経過・経緯の記録」、7「今後、検討すべき事項・注意すべき点」を特に議論して下さい。その後、グループの代表に発表してもらいます。時間については、作業している間に適宜連絡します。まず作業を始めて下さい。宜しくお願いします。

**内山会長** 有り難うございます。ワークショップに入る前にお話があります。先日、1月21日に第2回作業部会を開催しました。非常に苦労しました。3グループの意見をまとめるというのはいかに大変かを実感しました。時間も掛かってしまい、作業部会のメンバーには夜遅くまでお付き合い頂き、取り敢えず「理念」についてまとめました。今日は後半の全体会議でその辺の話を含めて皆さんのご意向を伺いたいです。そして、ワークショップを進めるにあたってお願いしたいことがあります。作業部会が上手く展開できるようにご協力下さい。提出されるシートが未完成のままだと、グループの意向が分からないので、極力ワークショップでシートの空欄を埋めて下さい。宜しくお願いします。

**事務局** この条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方シートには、内容、目的、盛り込みたい具体的な内容、趣旨と書いていますが、これはあくまで例なのであまりとらわれずに作業をして下さい。これから作業に入るにあたってのポイントについて牛山教授からお話を頂いて、それから作業に入りたいと思います。

**牛山教授** 今日は大項目「(住民)市民」についてです。1つ目に考えるべき事は、この条例の対象が誰なのかということです。前々回もお話しましたが、地方自治法には“住民”についての定義があります。住民登録をし、住民票をもっているという定義があります。他の自治体を見ても“市民”を使っている自治体もあります。こちらでは“町民”と言うかもしれません。その様なことを考え、この条例の対象は誰なのか、“市民”、“町民”となった場合は住んでいる人だけなのか、通勤、通学する人や活動している人はどうするのかという事も考えることになると思います。“住民”というと、普通はここに住民登録をして、住民票を持っている人と考えますが、若干の議論があります。地方自治では、外国人でも住民登録をしている人は“住民”の中に入れる傾向がありますが、それについても議論があるかもしれません。それから、民法では住民票が無くても住民という場合があります。皆さんがどの様に“住民”と考えていくのか、あるいは“町民”と考えるのかを議論して頂きたいです。当然、条例の対象として、サービスを受けている、または担っている人というのも重要なので、それについても議論して下さい。それから、「権利」、「責務」で国民の権利について自治基本条例に入れておきたい、あるいは特に入れる必要があることについても議論することになると思います。「責務」については、憲法にも「義務」、「権利」が書かれています。学者によっては、条例で住民を縛るような責任を書くべきではないという意見もありますし、地域で住民が責任を果たしていかないと地域が良くなれないという意見もあります。その場合でも、何を「義務」、「責務」とするのか、何を「権利」とするのかということがあります。昨今議論があるのは、周辺住民に迷惑をかける人、例えば騒音やゴミ屋敷、猫屋敷などですが、その様なことを「責任」としてどの様に考えるのかについて議論になるようです。少し広がりのある形で自由に議論し、最終的にこの条例の対象は誰なのかを考えて下さい。一般的には“町民”として、少し広げるが、住民投票などの議論では“住民”とするなどの議論があります。この様なことを含めて、一体この条例の対象やその人たちにどの様な権利や責務を認め、課したりするのかを議論して下さい。前回よりは焦点を絞って議論出来るかとは思いますが、では順次項目について議論して下さい。

**事務局** 有難うございました。早速始めて下さい。

A～Cグループの3グループに分かれてワークショップを行いました。その後、グループごとに発表を行いました。

\* \* \* \* \*

**事務局** 時間になったので、出来たところまで発表して下さい。まずはCグループからお願いします。

**日下委員** Cグループは「(住民)市民」については“町民”という言葉使うことになりました。しかし、決定的な理由がないので、これでなければいけないわけではありません。なので、皆さんが“住

民”、“市民”を使いたいのであれば、変わることもあります。「定義」については、「町民とは町内に住所を有する者、町内で在勤または在学する者、あるいは事業活動を行う者、町内で活動する者を言う」となりました。「町内で活動する団体」については我々なりに1つ付け加えたものです。具体的には、ボランティアなどです。ここは議論になり、考えなければいけないところだと思います。外国人については参政権や住民投票の問題もあるので、検討課題としました。年齢、性別については当然入れなくて、全部含むことにします。

「権利」については、箇条書きで3つ書きました。1つは「個人としての人権が保障されていること」、2つ目は「行政執行等の企画、立案、実施、評価等の段階から主体として参画する権利を有する」、3つ目は「情報の公開、又は提供を求める権利」です。考え方で特に議論したのは、権利と責務は互いに関係していて、対比させながら権利に書いたら、該当する責務を入れました。もう1つ議論になったのは「行政サービスを受ける権利」を権利の中に入れるかどうかです。他の自治基本条例を個人的に見たところ、行政サービスを強制できる権限を書いている所と書いていない所がありました。「住民」の定義との関係もあるから非常に難しいです。基本的には行政サービスを受ける権利があるのであれば、それに伴う応分の負担を責務としたいです。ここは議論の中で一番難しかったです。「行政サービス」を受ける権利を主張し過ぎると、“町民”の定義が狭くなってしまうのでここでは入れませんでした。

最後に、「責務」については「権利を行使する時は、他者の意見や行動を尊重し、自らの発言や行動に責任を持たなければならない」と「地域の課題解決のために主体的にかかわる意識を持つ」と書きました。1つ目は、権利を行使するときは必ず責任が伴うことを言いたいです。“義務”という言葉もありますが、ここでは“責任”としました。先程「行政サービス」のことも申しましたが、行政サービスを受ける権利を主張するなら、応分の負担という責務が発生します。この様なことが議論の対象です。「行政サービス」を入れるかどうかの結論はまだ出ていません。以上です。

**内山会長** 有難うございました。続いてAグループお願いします。

**平田委員** Aグループの発表は、Cグループの結果に似ています。まず、「(住民)市民」についてどのような言葉を使うかですが、住んでいる人というイメージの強い“住民”という言葉を使うことにしました。Cグループと違う点では、「町内に不動産を所有するもの」ということで議論になりました。例えば国であれば、勝手に建物が建てられ、外見が損なわれてしまいます。ではそこに不動産を所有する人を“住民”として定めると、「責務」が生じます。この様に不動産を所有する人もまちづくりに参加させることができます。非常に議論になり、まだ結論に至っていませんが、あえてここに述べさせて頂きました。あと、「外国人」という言葉も出ましたが、住んでいる人という意味で“住民”を使ったので、「外国人」という言葉を敢えて使わないようにしました。以上が定義です。

「権利」については、「個人の尊重」、「安心安全と良好な環境で暮らす権利」とたくさんできました。Cグループと違うところですが、「学習する権利」というのを入れました。人として学習することが必要であるということで入れました。「行政に参画する権利」については最初難しい言葉で書かれていましたが、簡単にしようということで、この様になりました。「生存権の保障」という議論もありましたが、これはあえて外しました。他にもたくさんでしたが、これだけにまとめました。

「責務」については、これもCグループと似ています。「法令等を遵守しなければいけない」、「地域自治、まちづくり等に参加し、豊かで住みやすい地域社会の形成に努める」、この2つはC

グループと似ています。違うのは「行政及び議会を住民の信託に応えるように常に監視する」です。私達は、行政や議会任せにするのではなく、我々も住民の信託に応えるように常に監視をしなければいけないという責務があるのではないかとということで入れました。また「必要に応じて行政サービスその他に応分の負担を負う」といいことで、権利を主張するならば、それなりの負担を担わなければいけないという意味でいれました。また、もう1つ変わったのは、「次世代が健やかに育つ環境の醸成に努める」ということで、次の世代に向けて、これを責務に入れました。自然環境、及び伝統文化・歴史遺産の継承保存についても出てきましたが、あえて大項目の「まちづくり」にもっていきこうという様になりました。以上です。

**内山会長** 有難うございました。続いてBグループお願いします。

**遠藤委員** Bグループでは、定義としては“住民”という言葉に使用しますが、“居住”という言葉を中心に考えています。居住しているものは、例えば在勤、在学している者、NPO就業者ということで、これらを書かないとしても、これらは白岡町に影響を与える・受ける者全てを念頭に考え、“住民”を広く考えています。“住民”という言葉を使った理由ですが、“市民”という言葉は定義がたくさんあり、読む人がイメージを引きずってしまうので“市民”という言葉は使いませんでした。また、「事業者と事業所」と書きましたが、法人は居住しているのか、法人も“住民”の中に入れるのかについては保留しています。

「権利」の意見として自治基本条例と憲法が重複していることがたくさんあり、そのために会議が増えたりします。それ以外の権利を探すのは難しいですが、探すべきです。具体的には「住民はまちづくり(町の政策・決定)に参画できる」や「情報を共有できる」、「平等に行政サービスを受ける」、「安心安全な環境で暮らす」などの権利があります

「責務」については「権利」の裏返しになります。具体的に書いたほうが良いですが、なかなか具体的には書けませんでした。「行政に関心をもつ」や「行政サービスを受けることに伴う負担(税・活動)を分担する」、「住民はまちづくりに積極的に参画する」、「地域事業に積極的に参画する」、「法令(国・県・自治基本条例)を順守する」、「住民はお互い認め合い、協力し合って主体的に活動する」などです。この条例が白岡町の憲法であるならば、町歌やロゴマーク、キャラクターをどこかに入れたらおもしろいのではないのでしょうか。以上です。

**内山会長** 有難うございました。

**牛山教授** 作業部会での作業になりますが、いくつか法的なことを含めてコメントをさせていただきます。「住民」という言葉は地方自治法に定義があります。当該地方公共団体に住所を有する者は、つまりこの白岡町及び、埼玉県の住民です。先程、発表の中に法人を含むかという意見がありましたが、法人を含むのが法的解釈です。ただし、その法人は選挙権などのことについて制限を受けます。「住所を有する」という言葉が出てきました。民法では事実上、住所のあるところを住所とみなす場合があります。例えば、白岡町に住んでいる人がいるのに、さいたま市に事実上の住所を持っている人がいれば、訴訟などでは、さいたま市を住所とすることがあります。「権利」「義務」関係で言うと、憲法に書かれていることは当然であるから、自治基本条例に書かなくても良いという意見もあります。「知る権利」みたいに学説上認められているけれども、書かれていないから、条例に書いておくというのもあります。あるいは、ある自治体で議論になったのは、環境権や人権などについては憲法に書いてあるから条例に書く必要はないという意見がありました。しかし、例えば白岡町が教育や人権に特に力を入れているならば、それは条例に入れるという意見

もあります。様々な意見があるので、参考にして頂ければと思います。

**事務局** 作業が途中のグループはありますか。大丈夫ですね。ではシートを集めて、3グループのシートをコピーしたものを皆さんに配付します。それで今日のワークショップは終わりとなります。

## 【2 全体会議】

**事務局** 全体会議を始めます。資料の確認をします。作業部会の目的や作業内容、全体会議と作業部会の流れを説明します。その後、作業部会の記録シートと作業部会の概要について内山会長から説明があります。そして、最後に作業部会の記録シートの「総論」理念の中身について皆さんで議論して頂きたいです。まず、作業部会と全体会議の流れについて説明します。作業部会は1月21日に18時半から22時近くまで作業しました。作業部会の皆さん有難うございました。作業部会の設置目的ですが、作業部会と大きく書かれた資料に書かれていますが、読み上げます。

設置目的は「つくる会としての「条例の素案」を効率的に作成するために、3グループで出た意見を集約し、つくる会全体で議論するための案を作成することを目的とする。」とあります。その議論するための案を作成することを目的としているのが、作業部会の記録シートです。作業内容については、各グループから作成した「条例の素案に盛り込みたい項目と考え方シート」から、作業部会の担当者がまとめた「たたき台」を基に、それぞれのグループの内容・考えなどが反映されているかについて共通認識を持ちながら議論します。今回は神田副会長が「たたき台」としてまとめました。そして、作業部会の「案」として「内容」、「趣旨」、「考え方」を文章化し、「作業部会の記録シート」を作成します。そして、作業部会による案として完成した「作業部会の記録シート」を次回の全体会議で報告するという流れになっています。

そこで、全体会議と作業部会がどのような流れになっているかを図で表したのが、「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」の全体会議と作業部会の流れという資料です。前回の作業部会というのが皆さんにお配りしているシートです。それを全体会議で検討・議論してもらいます。案について意見がまとまった場合は、資料の様に進めます。意見がまとまらなかった場合には次回の作業部会において再度検討します。皆さんにお配りした作業部会の「総論」理念についてのシートを基に皆さんの意見を頂き、作業を進めていきます。本日皆さんが議論した「(住民)市民」、「権利」、「責務」について作業部会がまとめ、記録シートをつくり、次回の全体会議で諮るということを繰り返します。

皆さんにお願いしたいのは特に網掛けしている部分です。各委員が宿題を持ち寄り、作業部会が作業しやすいようなシート内容にして頂ければ、作業部会がスムーズに進むのでご協力をお願いします。今回の「総論」理念について議論して頂いたものと、本日ワークショップで作業した「(住民)市民」、「権利」、「責務」も一緒に作業していくことになります。以上です。

**内山会長** 有難うございました。ここまでのところで質問はありますか。無いようなので、前回の作業部会の概要について皆さんからご意見を頂きたいです。「総論」は理念と目的について作業部会でまとめる予定でした。しかし、進め方について議論があり、理念の一点だけに絞って作業しました。各グループのシートをこの記録シートにまとめ上げました。しかし一部、趣旨や考え方について議論がされていなかった部分がありましたが、一応作業部会でまとめたので、ご意見を頂

きたいです。前回の作業部会の記録シートについて説明します。

「総論」理念は、1.私たちは、先人の積み上げた自然環境・文化・伝統を尊重し、時代に対応する新しい文化を築き、持続可能な地域社会を自己の意思と責任において実現しなければならない。2.私たちは、公共および自治の担い手として、住民が主人公として参画し、住民自治の実現を目指す。3.自分たちの町は、自分たちの手で築くという自治の精神を町民・議会・行政で共有し、住民協働による真に開かれたまちづくりを目指す。4.一人ひとりの人権が尊重され、地域で生活できる平和で民主的な社会を目指す。

この4つを理念として取り込んでいきたいです。しかし、地域での小さい単位でのグループについて、どの様に表現するか。あるいは表現するべきかについて課題を残しました。また、表現としての“私たち”についても議論が必要です。そして趣旨については、今申し上げた文章にした趣旨ですが、本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものということです。考え方はどうしてその表現になったのかです。

1.既存の環境や歴史の尊重とあります。これは先人の努力により、現在の白岡町の姿があることを町民が全て再認識し、先人に敬意を表しつつ、新たな白岡町像を築いていくための本条例であることを理念として掲げるものです。2.住民自治の実現(その手段としての個人)は自治基本条例の実現は、自治の主権が住民(白岡町に来た、いる人を含む)であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があります。3.住民・議会・行政の3者による情報共有・住民協働については、住民自治の実現には、住民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。4.人権尊重については、人権の尊重は住民が人間としてあるために最も重要な要素であるといえます。このことから、人権尊重について明文化しています。

この4点を掲げることになりました。しかし、その議論の際に「町」の定義と「私たち」の定義について議論の余地があるとのことで課題を残しました。各グループのシートを基につくりましたが一部作業部会で議論してつくりました。そこに関しての意見を頂きたいです。ここに書かれた事は今後影響のあるもので、確定ではないということをご理解ください。いかがでしょうか。佐々木委員はどの様に思いますか。

**佐々木委員** 最初に“先人の積み上げた”という表現は重いと印象を受けます。

**内山会長** 例えばどの様な表現にすると良いですか。

**佐々木委員** 例えば“今まで”という表現にするだけでも違うと思います。

**内山会長** “今までに積み上げた”という表現ですか。

**佐々木委員** そうした方が重くなくなるのではないかと思います。

**内山会長** 分かりました。他にはありますか。

**佐々木委員** 考え方の最後の“人権尊重について明文化しています”という部分の意味が取れないです。明らかにしたいということですか。

**内山会長** あえて取り上げたいという意味です。

**佐々木委員** あと、“私たち”というのは「(住民)市民」のところで定義したもののことですよ。

**内山会長** はい。それ以外にありますか。

**遠藤委員** “先人は”という表現は前文にいくものだと思います。また「4. 一人ひとりの人権が尊重され、地域で生活できる平和で民主的な社会を目指す。」は憲法と重複するものなので必要な

いです。それから考え方の2にもっと個人のあるべき姿を書いたほうが良いです。そうしないと条例に特徴が出てこないです。人間の捉え方として“成長”というのを入れたいです。それと「理念」については戻って議論すると思うので保留の部分があるという認識で良いと思います。

**内山会長** 有難うございます。他にはありませんか。

**利根川委員** 1に自然環境と書かれているが、生活環境というのも出てくると思います。自然環境と、生活環境とを分けて書いたほうが良いと思います。

**内山会長** 利根川委員のいう生活環境は具体的にはどのようなことですか。

**利根川委員** 区画整備事業や再開発事業、農地の今後のあり方や商店の発展などを含めて生活環境だと思っています。

**内山会長** 有難うございます。他に意見はありますか。

**藤巻委員** 考え方の2番に“白岡町に来た”とあるが、どの様な意味ですか。

**神田副会長** 本日の「(住民)市民」の定義を端的に表したところです。住民の定義がはっきりすれば、これは要らないです。

**遠藤委員** 私は“来た”という表現に、滞在時間に関わらず白岡町に滞在した人に対してのホスピタリティの気持ちが表れていて感心しました。

**内山会長** その様な意味合いも入っていると思います。他にはありますか。

**佐々木委員** 4番に“民主的な”という言葉があるが、これは様々に捉える事が出来、人によっては政治的なイメージがあるのではないのでしょうか。ここは民主的という言葉を使わないといけないのでしょうか。

**内山会長** そうではありません。他に適切な言葉などはありますか。

**佐々木委員** 私は“主体的な”という言葉を使い、言い換えるのが良いと思います。その方が、簡単に意味が伝わるのではと思います。

**内山会長** そこは議論が必要です。他にありますか。吉野委員はどうですか。

**吉野委員** 作業部会の方は苦労して良くまとめて頂いたと思い、感謝しています。先程もありましたが、理念は全体をやってから戻ってくるところだと思うので、私としては、こうした方が良いという意見は今のところありません。文言についての意見がありますが、それは千差万別で、それを言い出すときりが無いので、大体皆さんで共通の認識がもてればそれで良いのではと思います。

**神田副会長** 「理念」については前文との関係で考えなければいけないので、もう一度検討する前提であることを踏まえて検討していただきたいです。

**内山会長** 他にありますか。

**遠藤委員** 次回は「総論」の目的について議論すると思うが、それも戻って検討するべきなので、簡単にまとめることで良いです。

**内山会長** 分かりました。他にはありますか。では今までに出された意見に関して総括していきたいです。次回の作業部会で総括された意見が必要なので、この全体会議で意見を総括するという進め方で宜しいですか。まず、“先人の積み上げた”という表現や、前文との関係で考えるべきだという意見について、全体のイメージを共有したいです。佐々木委員から“今までに”という表現を提案されましたがいかがでしょうか。

**日下委員** “今までに”というのを変わりに入れるよりも、“先人の積み上げた”というところを外すのが良いのではないのでしょうか。私はあったほうが良いと思いますが、外すのであれば変わりに入

れるよりも外した方が良いです。

**内山会長** 有難うございます。考え方の1番に“先人に敬意を表しつつ”という表現があります。ここはいかがでしょうか。敬意を表す言葉が他にあれば良いと思うのですが、いかがでしょうか。

**牛山教授** 考え方のところにその様なことを書くのは良いです。白岡の自然・伝統・文化を大事にするなどは、修飾しなくても先人がつくったものというのは当然のことなので考え方に書いていけば良いと思います。先人が育んできたというのも前文や解説に書かれていれば十分で、条文に書くのは法令上適さないと思います。考え方にどのような内容かを書き、条例はシンプルにした方が良いと思います。

**内山会長** 有難うございます。今後、条例の形にしていくので、その様な議論がもう一度なされるべきです。ここでは保留にして、別の表現もあったというようにまとめるのはいかがでしょうか。今後検討するという事で良いですか。

**遠藤委員** 違う観点から考えました。昔から住んでいる人と、新しく住んだ人で違うかもしれませんが、先人の築いたことには功罪があります。“先人の積み上げた”という表現に反発を持つ人もいるかもしれません。

**内山会長** 分かりました。

**牛山教授** これを客観的に見ますと、入っているエッセンスというのは、白岡町に今ある文化、伝統などを大切にする、新しいこれからの姿を目指す、持続可能性、自己の意志と責任、住民自治、自治の精神を町民・議会・行政で共有し、協働をするというのと一人ひとりが尊重され、平和で民主的な社会を目指すというのがエッセンスであります。“民主的”というのは表現の問題としてあるかもしれませんが、これでエッセンスは全部入っていますか。先人の築いたというように修飾語は人によって捕らえ方が違うと思うので、会長の言ったとおり、後で皆さんの最大公約数で考えるのが良いと思います。私が挙げたエッセンスで抜けているのがあれば出して頂きたいです。

**平田委員** 各グループがどうしても入れて欲しいというのが落ちていないかどうかの確認だけで、吉野委員から発言されたように今後の事は後で議論するというように進めていってはいかがですか。

**内山会長** 有難うございます。各グループのエッセンスは漏れていませんか。

**牛山教授** 先程申し上げた各グループのエッセンスを繰り返します。自然環境・文化・伝統、新しい時代を築く、持続可能、自己の意志と責任、住民が主人公の住民自治、自治の精神を町民・議会・行政で共有する、住民協働、人権尊重、平和で民主的な社会の9つのエッセンスが作業部会から提示されています。

**内山会長** 今、牛山教授から9つのエッセンスをお話しいただきました。有難うございます。各グループの要素が抜けていませんか。なければ9つのエッセンスが入った文面を作業部会で作ることにはしたいですが、いかがですか。

**遠藤委員** 考え方の2番の個人についての記述をもう少し入れたいと思います。民主主義的な手続きを個人が体現するなどのことを書きたいです。民主主義的な手続きを踏める人が増えるようなことを書きたいです。手段としての個人をもう少し書きたいです。

**牛山教授** 白岡町は個人を尊重していこうというのは違うのですね。

**遠藤委員** 違います。自治を実現するには何が必要かはあまり議論されていません。積極的に民主的かどうかを考え、体現している人が増えないと、本当の自治は出てきません。その様なことを

書きたいです。また、みんなが民主主義を体現するように成長していかないとけないということも入れたいです。

**折原課長** 今のお話しはこれからのまちづくりには個人がレベルアップしていくということですか。

**遠藤委員** その様な意味です。

**折原課長** 表現としては難しいのではないかと思います。

**内山会長** Aグループの学習する権利と一致するのではないのでしょうか。

**牛山教授** 住民は自らが自治の担い手であることを意識しなどのように書くというのも考えられます。

**折原課長** 雑な言葉ですと、みんなでレベルアップして良いまちづくりをするということですか。

**遠藤委員** そうです。何かを決めるときに民主的な決め方が何かを個人が勉強していくということですか。

**折原課長** 個人個人が町を支えていく気持ちをもってもらいたいという意味ですか。

**内山会長** 今後進める中で、前文や他の項目で表現できるのかを検討したいと思います。次に憲法と重複していることはどうしますか。

**遠藤委員** 条例はなるべくシンプルにするためにも、憲法と重複していることなどは書かないほうが良いと思います。

**内山会長** しかし、例えば理念を理解してもらうために人権を書いたほうが分かりやすい場合もあります。

**遠藤委員** 印象としては、1番の「地域社会を自己の意志と責任において実現しなければならない」と同じ様なことを書いている様に感じます。憲法と重複しているのではなく、二重に書いている気がします。

**牛山教授** それは二重になっていたので、9つのエッセンスに入れませんでした。

**内山会長** 理念は保留しておくというのは、今後の検討する項目と関係があるので、これは良いですね。環境についてはより具体的に焦点を絞りたいということですか。

**利根川委員** 目的を明確にした方がよいということですか。

**内山会長** 目標などで表現するのが良いですか。

**利根川委員** 生活環境にも力を入れてまちづくりをしていくという意味で入れたら良いと思います。

**内山会長** 大項目9番の「まちづくり」の中項目に出てくるので、そこで議論するというのでいかがでしょうか。”白岡町に来た人、いる人”という表現については今日の「(住民)市民」について作業部会で議論して方向性を決めます。それから“民主的な”は政治的イメージを与えるということですが、ここでは一般的な“民主的”という意味だと思います。民主的な社会を目指すという表現についてはいかがですか。

**折原課長** 民主的な社会を目指すという事は、今は民主的な社会ではないということにもなります。

**内山会長** そのようなこともありえます。

**折原課長** しかし、今は根底に民主主義という考えがあります。

**内山会長** これも再検討ですね。文言は大まかで良いのではという意見についてはその通りですね。では次回作業部会で検討します。

**利根川委員** 先程の環境については後の議論で良いです。

**内山会長** 今日頂いたご意見は作業部会で検討し、もう一度練って提案します。考え方について

はそれぞれ表現の仕方を考えて作業部会にフィードバックしてください。

**古嶋委員** 基本的に条例をシンプルにしていくということでよければ、なるべくシンプルにするということで共通理解をして頂きたいです。こちらから出す案もなるべくシンプルにし、問題があれば、書いた意図についても書きます。共通理解をして頂ければと思います。

**内山会長** 全くその通りだと思います。牛山教授からもシンプルにとアドバイスを頂き、作業部会もシンプルにして提案したいです。以上で作業部会の記録シートについての討議を終わります。

事務局が事務連絡をした後、作業部会のメンバーの方が残り、次回の作業部会の日程調整を行いました。